

## 7. 税制関係

### 水防協力団体に係る特例措置の創設

【所得税、法人税、相続税】

新たに水防活動を行うこととなる水防管理者から指定された水防協力団体（公益法人）に対する寄附金について法人税の別枠損金算入等の特例措置を講じる。

### 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長

【固定資産税】

特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分については、固定資産税の課税標準を1/2に軽減する特例措置を延長する。

許可を要する雨水浸透阻害行為の対策工事により設置される雨水貯留浸透施設に係る課税標準



1 / 2 に軽減



### 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置の延長 【不動産取得税】

高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示のあった日から2年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合にあっては不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する特例措置を延長する。

### 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転に伴い取得する住宅又は住宅用地に係る特例措置の延長 【不動産取得税】

土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、補助（がけ地近接等危険住宅移転事業）を受けて当該区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を4/5に軽減する特例措置を延長する。

特別警戒区域外に住宅又は住宅用地を取得した場合に係る不動産取得税の課税標準



4 / 5 に軽減

